

第163回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成23年6月20日(月) 13時30分～14時45分
- 2 場 所 山形県庁 10階 1001会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 山口委員、廣田委員、細谷委員(会長代理)、高野委員(会長)、
加藤委員、長谷見委員、佐藤(佐藤)委員、徳山(浜岡)委員、
清谷(小野寺)委員、塚原(田崎)委員、遠藤委員、今
井委員、森田委員、青柳委員、榎津委員、吉村委員、加藤委
員
17名
- 欠席委員 園部委員、高橋委員、豊國委員、市川委員、齋藤委員
5名
- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。その後、
山形県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、高野
会長に議長を依頼した。

6 議 事 (議 長)

ただいまから、第163回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。

本日の議事録署名委員2名を私の方から御指名させていただきます。廣田委員、山口委員、以上のお二方をお願いいたします。

次に、本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。

今回、知事より本審議会に諮問されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおりでございます。合計3案件でございます。

それでは、諮問事項について、当局の御説明をお願いします。

(矢口県土整備部次長)

県土整備部次長の矢口でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会に諮問いたします案件は、3案件でございますが、案件の内容から大きく2つに分かれます。

まず一つ目は、上山市仙石地区の市街化区域編入に関する案件でございます。

これは、「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、「山形広域都市計画区域区分の変更」についての2案件となります。

二つ目は、新庄市における産業廃棄物処理施設の位置についての案件であり、建築基準法第51条のただし書により付議されるものでございます。

それぞれの内容と縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議長)

それでは、「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」「山形広域都市計画区域区分の変更」を一括して議題に供します。

事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により吉田都市計画課長が説明)

(議長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

(議長)

旧温泉街やカミンといった既存の商業施設の関係者の合意についてはどのようになっていますか。

(早坂課長補佐)

私共の方で、地元の方への説明会を2回しています。説明会には、地元商店街の方々やカミンで商店を営んでいる方も参加されました。

説明会では、影響はゼロではないと思うが、今まで努力してきたやり方だけでは、生き残っていくのが厳しいと考えており、連携した形で頑張りたいという声がありました。また、その上で、商店街に配慮した政策を求めたいとのことでした。

(青柳委員)

説明資料6ページの中で②③とあるが、その隣接している地域は既に市街地という理解でよろしいですか。

(早坂課長補佐)

①が今回市街化区域に編入する地域であり、②③を除いた色のついた地

域が、現在の市街化区域であります。

(青柳委員)

そのような周囲の状況の中で、②③を飛び越えて①が選ばれた経緯を教えてください。

(早坂課長補佐)

普通に考えれば既存市街化区域に接している③になるかと思います。しかし、農業をしている方々の生活への影響、開発した場合の周囲の交通等の状況、そもそも上位計画でどのような地域が開発すべき地域として位置付けられているのか等の様々な観点から総合的に検討した結果、①が一番適切だと判断したところです。

(青柳委員)

②③は将来も白地のままという理解でよろしいのでしょうか。

(早坂課長補佐)

②③の地域で農家をされている方々は将来も農業を続ける意思があると市を通して聞いていますので、将来的にも市街化調整区域として残していきたいと考えています。

(今井委員)

これは、賛成とか反対とかではありませんが、ここ数年、量販店の進出によって都市部の中心商店が閉鎖に追い込まれる現象があると思います。それにより、高齢者で車に乗れない方が近所で買い物ができなくなる、交通弱者が不便になるということがあります。

また、大型店は経営が危うくなると撤退してしまう。大型店により地元商店が閉鎖し、その後大型店も撤退してしまうといった事例が、全国にも山形にもあると思います。

様々なデータを見ると、そのような心配が、今回の計画で皆無なのか分かりません。

しかし、今回は、市単位で見ていくと店舗が不足しているということは理解できます。また、山形広域全体の商業施設のあり方を見ると納得できます。

(吉田都市計画課長)

今回の生活拠点については、上山市の中心部である駅西の既存市街地から1 km程度しか離れていません。現在バスは通っていませんが、上山市も将来的に公共交通機関を通したいという考えであります。そういった面では既存中心部との連携も十分可能な地域であると考えます。

また、1万㎡以上が大規模な店舗とされていますが、今回の計画地域で

はそのような店舗の立地は規制されます。大規模集客施設を排除しながら、地域活性化を図る狙いもあります。

(今井委員)

先ほど言ったような問題点やリスクが背景にあることを踏まえながら、今後の計画に取り組んでいただければ、と考えて申し上げたところです。

(議長)

ありがとうございました。

私の感想ですが、今は車社会ということもあって、車で買い物に行くという産業構造になっています。

あまりに巨大なショッピングセンターが作られるより、地域に分散して近場にそれなりの機能を持った商業施設を配置していくことが大事かと思えます。

データをみせていただくと、上山市では山形市への買い物依存率が高いようです。これは、車移動によるものだと思います。

商業的な自立ということを考えれば、自分の町に適切な規模の商業施設があることは望ましいことで、上山市民の願いだと思います。

大型ショッピングセンターができて地元商店が閉鎖して交通弱者が困るという可能性もあるとは思いますが、上山市の商業施策として、商店の宅配サービス等のシステムも活用しながら交通弱者対策を進めていただけたらと思います。

(吉田都市計画課長)

大型ショッピングセンターと地元商店の問題は、今回の市街化区域編入と相対してやっつけていかなければならない課題だと考えています。

市では、上山城周辺の観光のグレードアップ等も考えていますので、まちの活性化と並行して取り組んでいくものと考えています。県としても、中心部の活性化について、様々な形での支援をしていきたいと考えています。

(加藤委員(学識))

上山市では、市民が自分たちの課題だと認識してまちづくりに取り組んでいるということで、大変敬意を表しているところです。

今井先生から話があった件ですが、今後高齢者の問題は大きくなっていくと思われます。上山市では生活支援のNPOがありませんので、今後はNPOが生まれて助け合いの輪が広がって欲しいと考えています。

大きな店舗が来るのであれば、店側の方々に、困っている方々へのサービスを充実するように配慮していただければと思います。

(議長)

ありがとうございます。他にございませんか。
ないようでございますので、これより採決いたします。
議第1号及び議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。
よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第3号「産業廃棄物処理施設の位置ついて」を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により大江建築住宅課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問は
ありませんか。

(議 長)

マルカという会社は、県内の会社ですか。

(大江建築住宅課長)

はい。

(議 長)

フッ化物を含む汚泥は、どの辺から搬入されるのですか。

(大江建築住宅課長)

県内では、東北エプソン、鶴岡米沢の NEC の工場から搬入される予定で
す。県外からは、新潟県のコバレントマテリアル、宮城県の沖電気、東北
リコー、ラサ工業といったところが想定されています。

(議 長)

県内だけでなく東北から集められるということですね。

(大江建築住宅課長)

はい。

(森田委員)

フッ化物を含む汚泥を固形化して、再利用を図るというものですが、具
体的にどういったものに利用されるのですか。

(細矢循環型社会推進課長補佐)

発生した汚泥を砂利等と混ぜてコンクリートで固めます。1 m四方の立方体にして、別の場所に運んで破碎して、建築物の下に使う骨材に使用されます。

(森田委員)

県内では、このような処理施設は初ということですが、今までは、フッ素を含む汚泥はどのように処理していたのですか。

(細矢循環型社会推進課長補佐)

焼却して最終処分場で灰を埋める形かと思います。今回は焼却せずに、材料リサイクルをするという形になります。

(今井委員)

フッ素とは、温泉等でもよく聞くフッ素のことですよ。土の中に埋めていたことに問題があったから今回のように処理するというのではなく、リサイクルした方が効率的だからということでしょうか。

(細矢循環型社会推進課長補佐)

最終処分場では、様々な有害物質が飛び出さないような施設が設けてあるので、安全性はこれまでも担保されていました。

今回は、溶け出さないということなので、安全性の配慮としては同じようなものであり、そこに循環という観点が入ってきているものと考えます。

(長谷見委員)

コンクリートになった状態と汚泥の状態のフッ化物含有量の規制値等がありますか。

(細矢循環型社会推進課長補佐)

土壌については、環境基本法の16条に基づく土壌の環境汚染の基準があり、1リットルあたり0.8ミリグラムとなっています。

(長谷見委員)

コンクリートに関してはどうでしょうか。

(桜井補佐)

外に溶け出さないということですので基準はありません。山形大学大学院物質化学工学分野准教授の遠藤先生が連携して開発した技術ですので、問題ないかと思われます。

(長谷見)

分かりました。

(議 長)

他にございますか。

他に質疑がないようですのでこれより採決いたします。議第3号に賛成の方は挙手をお願いします。

(議 長)

全員挙手でございます。では、3号議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

本日は、以上をもちまして知事より本審議会に諮問されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議がないようでございますのでそのようにさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をいただきありがとうございました。これをもちまして本日の審議を終了いたします。

(終了 14時40分)